

有限責任中間法人日本卸電力取引所 業務規程細則

(目的)

第1条 本細則は、有限責任中間法人日本卸電力取引所が定める業務規程について、事項の補足をし、詳細を定める。

(取引システムの稼働時間)

第2条 業務規程第8条第5項に定める取引システムの稼働時間(以下「システム稼働時間」という。)は以下のとおりとする。

業務規程第5条に定める営業日の午前6時から午後11時30分まで

2. 有限責任中間法人日本卸電力取引所の運営する日本卸電力取引所(以下「本取引所」という。)は、やむを得ないと認める場合、第1項のシステム稼働時間を変更することができる。この場合、本取引所は速やかに取引会員に変更後のシステム稼働時間を通知する。
3. 本取引所は、必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、取引システムを臨時に停止する、または休止することができる。但し、緊急の必要性があり、かつ、理事会を直ちに招集することが困難であるときは、理事長または理事長不在の場合は理事長代行者は、取引システムを臨時に停止する、または休止することができる。この場合において理事長または理事長代行者は、遅滞なく、理事会にその処置について報告しなければならない。

(受渡システムの稼働時間)

第2条の2 業務規程第35条の3第5項に定める受渡システムの稼働時間は以下のとおりとする。

毎日午前0時から午後12時まで

2. 本取引所は、必要があると認めるときは、受渡システムを臨時に停止する、または休止することができる。この場合、本取引所は速やかに取引会員に停止中または休止中の代替手段および再稼働予定時間を通知する。この場合において理事長または理事長代行者は、遅滞なく、理事会にその処置について報告しなければならない。

(決済預託金による制限の計算式)

第3条 業務規程第20条に規定する決済預託金と入札額を検証する式は以下のとおりとする。

1 受渡日の最大買い入札額の和 \div 決済預託金額 \div 3

2. 前項の1 受渡日の最大買い入札額の和は、商品毎に入札価格とその価格に対応する入札量の積の最大値を受渡日1日を通じて積算した値とする。
3. 第1項右辺の計算において端数が生じた場合、小数点以下第1位で四捨五入する。

(手数料等)

第4条 業務規程第31条に規定するスポット取引における売買手数料は、売り買いとも以下のとおりとする。

約定量 1キロワット時あたり0.03円

2. 業務規程第66条に規定する先渡定型取引における売買手数料は、売り買いとも以下のとおりとする。

約定量 1キロワット時あたり0.03円

3. 業務規程第44条に規定する賠償弁済にかかる手数料は、以下のとおりとする。

1エリアの1商品あたり1,000円

4. 業務規程第73条に規定する掲示板取引における掲示手数料は、以下のとおりとする。

1 掲示につき、実際に掲示された業務規程第5条に定義する営業日1日あたり3,000円

(受渡場所の届出の時限等)

- 第5条 業務規程第35条第1項に規定する売り手の発電地点の登録の時限は以下のとおりとする。また、登録の方法は、受渡システムを介して行うこととする。

第1時間帯約定分:午前11時まで

第2時間帯約定分:午後1時まで

第3時間帯約定分:午後3時まで

2. 業務規程第35条第2項に規定する買い手の小売事業者の登録の時限は以下のとおりとする。また、登録の方法は、受渡システムを介して行うこととする。

第1時間帯約定分:午前11時まで

第2時間帯約定分:午後1時まで

第3時間帯約定分:午後3時まで

3. 本取引所は、必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、前二項の時限を臨時に延長する、または短縮することができる。但し、緊急の必要性があり、かつ、理事会を直ちに招集することが困難であるときは、理事長または理事長不在の場合は理事長代行者は、前二項の時限を臨時に延長する、または短縮することができる。この場合において理事長または理事長代行者は、遅滞なく、理事会にその処置について報告しなければならない。

(参加者数少数による公開情報の制限)

- 第6条 業務規程第50条第1項第2号に定める公開する条件は以下のとおりとする。

分断単位のエリアで当該受渡日において、業務規程第10条に規定する登録量の登録を行った取引会員が4社以上の場合

2. 同号に定める公開の方法は、本取引所市場取引検証特別委員会によるスポット成約状況の公開の時期とあわせて行う。

(賠償弁済額)

- 第7条 業務規程第41条に規定する賠償弁済額は、次に掲げる各号の定めに基づき算出された金額を合算した金額とする。

- (1) 業務規程第39条第2項に規定する不足量のうち、その不足量が属する業務規程第24条第2項の規定に基づき通知された単位毎の約定量の3%以下の量については、別表1に定める第一段階賠償弁済額とする。但し、不足を生じた商品の約定価格が算出された額以上の場合、約定価格とする。
- (2) 前号をこえる不足量については、別表2に定める第二段階賠償弁済額とする。但し、不足を生じた商品の約定価格が算出された額以上の場合、約定価格とする。

(天災地変等時補償金)

- 第7条の2 業務規程第40条の2に規定する天災地変等時補償金は、次に掲げる各号の定めに基づき算出された金額とする。

- (1) 業務規程第40条第1項第2号の天災地変等の場合に認定され受け渡しを免責された売買に代わり、一般電気事業者から託送供給約款に基づき補給を受けた電気の料金から、当該売買代金(消費税相当額を含む)を除いた額

- (2) 前号にかかわらず、1災害(1災害は内閣府防災担当にて1災害とされる範囲、またはそれに準じて理事会が設定する)あたりの交付の予定額の合計が1,500万円を超過する場合、1,500万円を各買い手の交付予定額で比例按分した額

(必要的規定事項)

第8条 業務規程第54条第2項に定められる売買基本契約書における必要的規定事項は別表3に定める。

(天災地変等認定の基準)

第9条 業務規程第40条第1項第2号に定められる天災地変等として認定する基準は次に掲げる各号のとおりとする。

- (1) 当該発電所その他付属設備につき、法令や関係団体の発行する基準等に定める天災地変等に対する耐久設計がなされており、かつ善良に保守および管理がなされていること
- (2) 託送供給約款に従い発電計画の変更および連系線等利用計画の変更の届出を行うこと。但し、通信手段の断絶等の不可避な事由により届出を行うことができない場合は、この限りではない。
- (3) その他、理事会が定める事項

(近接性評価割引額等の対象条件)

第10条 業務規程第45条の2第1項に定められる組合せ、および乗じる値は別表4に定める。

2. 業務規程第45条の2第1項に定められる対象除外の小売を行う事業者は、別表5に定める。

付則

第1条 本細則は、平成17年1月31日から施行する。

(第2条から第12条まで削除)

第13条 平成19年11月9日の別表1および別表2の改定は、平成20年1月1日以降に受け渡す商品に適用するものとする。

第14条 平成20年2月8日の別表1および別表2の改定は、平成20年3月1日以降に受け渡す商品に適用するものとする。

第15条 平成20年3月7日の別表1、別表2および別表4の改定は、平成20年4月1日以降に受け渡す商品に適用するものとする

第16条 平成20年5月16日の別表1および別表2の改定は、平成20年7月1日以降に受け渡す商品に適用するものとする。

第17条 第2条の2に規定する受渡システムは、平成20年6月16日より稼働を開始する。

制定	平成17年1月31日
改定	平成17年2月25日
	平成17年3月25日
	平成17年7月8日
	平成17年9月16日

平成17年11月11日
平成18年3月13日
平成18年6月9日
平成18年9月11日
平成18年11月10日
平成19年1月12日
平成19年2月9日
平成19年6月7日
平成19年8月10日
平成19年9月14日
平成19年11月9日
平成19年12月7日
平成20年2月8日
平成20年3月7日
平成20年5月16日
平成20年6月6日

(別表1)

第一段階賠償弁済額

(平成 20 年 7 月 1 日以降受渡分)

売り手のエリア	1キロワット時につき
北海道エリア	9.64 円
東北エリア	9.63 円
東京エリア	10.50 円
中部エリア	10.62 円
北陸エリア	8.98 円
関西エリア	9.30 円
中国エリア	9.77 円
四国エリア	9.29 円
九州エリア	8.80 円

(平成 20 年 4 月 1 日から平成 20 年 6 月 30 日受渡分)

売り手のエリア	1キロワット時につき
北海道エリア	9.42 円
東北エリア	9.32 円
東京エリア	10.08 円
中部エリア	10.16 円
北陸エリア	8.62 円
関西エリア	9.08 円
中国エリア	9.44 円
四国エリア	9.10 円
九州エリア	8.60 円

(平成 20 年 3 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日受渡分)

売り手のエリア	1キロワット時につき
北海道エリア	9.15 円
東北エリア	9.02 円
東京エリア	9.61 円
中部エリア	9.46 円
北陸エリア	8.62 円
関西エリア	8.87 円
中国エリア	9.14 円
四国エリア	8.91 円
九州エリア	8.40 円

(別表2)

第二段階賠償弁済額

(平成20年7月1日以降受渡分)

売り手のエリア	不足を生じた時間が 夏季昼間時間帯の場合、 1キロワット時につき	不足を生じた時間が その他季昼間時間帯の場 合、1キロワット時につき	不足を生じた時間が左記 に該当する時間帯以外の 場合、1キロワット時につき
北海道エリア	63.04 円	63.04 円	49.21 円
東北エリア	67.57 円	58.55 円	39.10 円
東京エリア	73.38 円	49.17 円	38.70 円
中部エリア	71.17 円	47.27 円	38.10 円
北陸エリア	83.32 円	55.45 円	43.51 円
関西エリア	94.42 円	51.96 円	41.48 円
中国エリア	71.18 円	43.77 円	37.59 円
四国エリア	90.46 円	57.33 円	47.13 円
九州エリア	81.91 円	49.69 円	38.10 円

(平成20年4月1日から平成20年6月30日受渡分)

売り手のエリア	不足を生じた時間が 夏季昼間時間帯の場合、 1キロワット時につき	不足を生じた時間が その他季昼間時間帯の場 合、1キロワット時につき	不足を生じた時間が左記 に該当する時間帯以外の 場合、1キロワット時につき
北海道エリア	62.82 円	62.82 円	48.99 円
東北エリア	67.27 円	58.25 円	38.79 円
東京エリア	72.96 円	48.75 円	38.29 円
中部エリア	70.71 円	46.81 円	37.65 円
北陸エリア	82.96 円	55.09 円	43.15 円
関西エリア	94.19 円	51.73 円	41.25 円
中国エリア	70.85 円	43.44 円	37.26 円
四国エリア	90.28 円	57.15 円	46.95 円
九州エリア	81.71 円	49.49 円	37.90 円

(平成 20 年 3 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日受渡分)

売り手のエリア	不足を生じた時間が 夏季昼間時間帯の場合、 1キロワット時につき	不足を生じた時間が その他季昼間時間帯の場 合、1キロワット時につき	不足を生じた時間が左記 に該当する時間帯以外の 場合、1キロワット時につき
北海道エリア	62.55 円	62.55 円	48.72 円
東北エリア	66.96 円	57.94 円	38.49 円
東京エリア	72.50 円	48.29 円	37.82 円
中部エリア	74.56 円	48.28 円	38.10 円
北陸エリア	82.96 円	55.09 円	43.15 円
関西エリア	93.98 円	51.52 円	41.04 円
中国エリア	70.55 円	43.14 円	36.96 円
四国エリア	90.09 円	56.96 円	46.76 円
九州エリア	81.51 円	49.29 円	37.70 円

上表で、使用する時間帯の区分は、次のとおり定義する。

- (1) 夏季とは、7月1日から9月30日までの期間をいう。
- (2) その他季とは、夏季以外の期間をいう。
- (3) 昼間時間とは、日曜、「国民の祝日に関する法律」に定める休日、1月2日・3日、4月30日、5月1日・2日および12月30日・31日を除く日の午前8時から午後10時までをいう。但し、北陸エリアでは4月30日を除かない。東北・北陸・中国エリアでは、1月4日も除く。また、東北エリアでは12月29日も除く。

(別表3)

必要的規定事項

項目	取り決めておく内容
個別契約の内容	個別契約で定めることが取り決められていること
個別契約の成立	本取引所の約定と同時に売買契約が成立するよう取り決めること
個別契約の変更	個別契約の変更について、その手続き、変更に伴う費用負担等が取り決められていること
個別契約の取消	個別契約の取消について、取消の条件等が明確に取り決められていること
情報の連絡方法	受け渡しに必要な手続き等に必要な情報について、その連絡方法が取り決められていること
受け渡しの方法	受け渡しの方法、受け渡しに伴う必要な手続きの実行者、受け渡しにかかる費用の費用負担が取り決められていること。また、受け渡しが出来ない場合の扱いが取り決められていること
受け渡しの確認方法	受け渡しの確認方法が定められていること
契約の解除	基本契約、個別契約の解除条件が取り決められ、解除に伴う損害賠償額の算定についても取り決められていること
量および価格	売買契約の目的物の量および価格は、それぞれ本取引所で約定した量および価格であることが取り決められていること
支払方法	代金の支払方法および支払時期が、取り決められていること
転売、買い替え	買主が転売するときの取り決めがなされ、また売主が買い替えを行うときの取り決めがなされていること

(別表4)

受電地点	紐付く買い手のエリア	乗じる値
北海道電力株式会社の上川支庁、留萌支庁、宗谷支庁、網走支庁、十勝支庁、釧路支庁、根室支庁の各管内地域	北海道	0.15
山形県	東北	0.11
埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県および富士川以东の静岡県	東京	0.21
長野県	中部	0.20
富山県	北陸	0.01
大阪府のうち能勢町、豊能町、太子町、河南町、千早赤阪村、岬町を除く地域	関西	0.21
兵庫県神戸市、尼崎市、伊丹市、川西市、宝塚市、西宮市、芦屋市、明石市	関西	0.21
京都府京都市、宇治市、向日市、長岡京市、大山崎町、久御山町、八幡市、城陽市	関西	0.21
奈良県奈良市、生駒市	関西	0.21
岡山県	中国	0.06
広島県のうち大竹市、廿日市市を除く地域	中国	0.06
香川県のうち中国電力株式会社の供給地域	中国	0.06
兵庫県のうち中国電力株式会社の供給地域	中国	0.06
愛媛県のうち中国電力株式会社の供給地域	中国	0.06
高知県高知市、南国市、香南市、香美市、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町、春野町	四国	0.01

(次ページに続く)

受電地点	紐付く買い手のエリア	乗じる値
九州エリア以外	九州	0.04
福岡県, 熊本県, 宮崎県	九州	0.04

(別表5)

北海道電力株式会社
東北電力株式会社
東京電力株式会社
中部電力株式会社
北陸電力株式会社
関西電力株式会社
中国電力株式会社
四国電力株式会社
九州電力株式会社